

告示

埼玉県告示第三百四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一	田	三七六・〇〇
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二	田	七一〇・〇〇
埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番	田	一八四五・〇〇
埼玉県加須市中種足字三千九百五番	田	八六七・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一	田	九六四・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一	田	九九〇・〇〇
埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一	田	一、〇九二・〇〇
埼玉県加須市新川通字長沼九百七十九番一	田	四八七・〇〇
埼玉県加須市外記新田字横川七十二番一	畑	三八四・〇〇
埼玉県熊谷市妻沼字東荒井前九百三十四番	畑	三二五・〇〇

埼玉県行田市大字須加字雷電二百四十二番二	田	一，五〇〇・〇〇
埼玉県行田市大字須加字猿場六百二十四番一	田	二，一二八・〇〇
埼玉県東松山市大字上野本字東原九百八十三番一	田	一・二一・〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県羽生市大字弥勒字谷ヶ浦千九百四十九番一	令和八年十月一日	十六年六箇月	〇円
埼玉県加須市平永字新栄千三十番二	令和八年十一月一日	十年	〇円
埼玉県加須市中種足字三番三百九十二番	令和八年十月一日	十年	十一万三千五百二十円
埼玉県加須市中種足三千九百五番	令和九年一月一日	十年	四万七千三百七十円
埼玉県加須市新川通字下分八百六十八番一	令和八年十月一日	十年	〇円
埼玉県加須市新川通字下分九百十八番一	令和八年十月一日	十年	〇円
埼玉県加須市新川通字下分九百三十二番一	令和八年十月一日	十年	〇円

埼玉県加須市新 川通字長沼九百 七十九番一	令和八年十月一 日	十年	〇円
埼玉県加須市外 記新田字横川七 十二番一	令和八年十月一 日	十年	〇円
埼玉県熊谷市妻 沼字東荒井前九 百三十四番	令和八年十月一 日	十年	〇円
埼玉県行田市大 字須加字雷電二 百四十二番一	令和八年十月一 日	十年	十三万七千九十円
埼玉県行田市大 字須加字猿場六 百二十四番一	令和八年十月一 日	十年	十三万七千九十円
埼玉県東松山市 大字上野本字東 原九百八十三番 一	令和八年十月一 日	五年六箇 月	〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和八年五月二十六日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項